



Title	報告4 日韓両国独占禁止法の比較法的検討
Author(s)	中山, 武憲; NAKAYAMA, Takenori
Citation	北大法学論集, 51(6), 185-220
Issue Date	2001-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15060
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(6)_p185-220.pdf



報告四 日韓両国独占禁止法の比較法的検討

中山 武憲

はじめに

世界の多くの国々の独占禁止法の中で、我が国独占禁止法と韓国独占禁止法（正式名称「独占規制及び公正取引に関する法律」）。一般には「公正取引法」又は「独占規制法」と略称されるが、本稿では、我が国独占禁止法との比較法的検討に主眼をおくため、あえて「独占禁止法」と略称する。）は、比較的類似した法体系と構成から成っている。また、日韓両国は、地理的にも、歴史的にも、極めて密接な関係を有している。したがって、日韓両国の独占禁止法を比較検討することは、極めて意義深いことであると言わなければならない。

我が国独占禁止法は、昭和二十二年（一九四七年）に制定され、その後、幾度かの改正を経て今日にいたっており、既に、半世

紀以上にわたる歴史を有している。

一方、韓国独占禁止法は、一九八〇年一二月に制定され、翌年四月から施行されて、今日では、ほぼ二〇年の歴史を持つにいたっている。韓国独占禁止法も、これまで、幾度かの改正を経てきており、特に、一九九〇年代に入ってから改正の頻度は、極めて高い。その経緯を示せば、第一次法改正が八六年一二月に、第二次法改正が九〇年一月に、第三次法改正が九二年一二月に、第四次法改正が九四年一二月に、第五次法改正が九六年一二月に、第六次法改正が九八年二月に、そして、直近の改正である第七次法改正が九九年二月に、それぞれ行われている。更に、現在、次の改正が検討されており、同改正法が成立する可能性は、極めて高いとみられている。これら一連の改正の目指す方向は、韓国経済の隘路とも言うべき経済力の集中を

料 解消し、来たるべき二一世紀の大競争時代に備えることにある

と言つてよい。

資 本稿は、日韓両国独占禁止法の中核を成す①市場支配的地位の濫用規制、②カルテル規制、③不公正な取引行為規制、④構造規制、及び⑤執行手続について、両国の法制及び運用の比較を念頭におきながら、主として韓国独占禁止法の検討を行うものである。右の検討の中から、両者の共通点及び相違点を明らかにし、更に、韓国独占禁止法ないし競争政策の特徴を見い出していきたいと考える。

1 市場支配的地位の濫用規制

(1) 市場支配的地位の濫用規制に関する規定は、我が国独占禁止法においては私的独占の禁止（二条五項、三条前段）が、韓国独占禁止法においては市場支配的地位の濫用禁止（三条の二の規定を中心に、法第二章）がこれに相当する。市場支配的地位の濫用規制、カルテル規制及び不公正な取引行為規制の、いわゆる独占禁止法における禁止行為の三本柱と言われるものの中で、後二者は、日韓両国独占禁止法の間にさほど大きな違いはみられない。しかし、市場支配的地位の濫用規制には、か

なりの違いが認められる。詳細は後述するが、その違いを一言で言えば、我が国独占禁止法における私的独占禁止規定が概括的・抽象的であるのに対し、韓国独占禁止法における市場支配的地位の濫用禁止規定は、その規制対象及び規制行為がかなり具体的である点である。この点は、韓国独占禁止法における制定当初からの特徴であり、筆者の印象では、韓国では、独占禁止法制定に際し、我が国独占禁止法を参考としつつも、その中で運用事例の多くない私的独占の禁止については、その内容が概括的・抽象的にすぎ、有効に機能しないと考え、右市場支配的地位の濫用禁止規定（原始独占禁止法三条）を採用したものと考えられる。

(2) 韓国独占禁止法は、まず規制の対象となる事業者を市場支配的事業者として定義する（二条七号）。現二条七号の定義規定は、第七次法改正によるものであり、それ以前の定義に比し、規定の内容が幾分弾力化された。第七次法改正前は、市場支配的事業者の定義につき、市場占拠率、出荷額等による明確な数量的基準をおき（法二条旧七号、令旧四条）、これに当たる事業者を、公正取引委員会が毎年指定し告示することとされていた（法旧四条、令旧七条）。しかし、旧規定では、①地域の独占業者や需要面での独占業者を規制することが困難で

あること、及び②市場支配的事業者の指定及び告示は、これを行うために事業者側が資料提出する際の負担及び行政側のコストが大きすぎることを理由に、右法改正が行われたのである。⁽⁵⁾

現規定は、市場支配的事業者を次のとおり定義する。

市場支配的事業者とは、一定の取引分野における供給者又は需要者であつて、単独で又は他の事業者と共に、商品又は役務の価格、数量、品質、その他の取引条件を決定し、維持し又は変更することができる市場地位を有する事業者をいう（法二条七号柱書）。また、市場支配的事業者に当たるか否かを判断するに際しては、市場占拠率、参入障壁の有無及びその程度、競争事業者の相対的規模等が総合的に判断される（同号柱書）。但し、一定の取引分野における年間売上額又は購入額が一〇億ウォン未満の事業者は、除外される（同号但書）。

このように現定義規定は、一見弾力的であるかのように見えるが、その一方で、市場支配的事業者について、数量的基準による推定規定をおいており（法四条）、同事業者の定義は、旧規定よりは若干弾力的になったという程度である。右推定規定によれば、①市場占拠率五〇パーセント以上の事業者、又は②市場占拠率上位三社合計七五パーセント以上に該当する事業者（但し、一〇パーセント未満の事業者を除く。）は、市場支配

的事業者と推定される。

ところで、我が国独占禁止法における私的独占の禁止規定には、規制の対象となる事業者に制約はない。要すれば、他の事業者の事業活動に対する支配又は排除を行い、これにより、競争制限を生じさせれば、いかなる事業者であろうとも、規制の対象となる。

以上のとおり、規制の対象となる事業者については、我が国の私的独占の禁止規定には制約がないのに対し、韓国の市場支配的地位の濫用規制には、かなり明確な基準が存在すると言うことができる。

(3) 韓国独占禁止法において市場支配的事業者は、その地位の濫用行為をすることが禁止される（法三条の二第一項）。濫用行為の内容は、法に具体的に列挙されており（同項各号）、その内容については、これまで若干の改正はあったものの、基本的には、原始独占禁止法以来、大きな変更はない。⁽⁶⁾ これら濫用行為の内容は、次のとおりである（法三条の二第一項）。

- ① 価格の不当な決定、維持又は変更（同項一号）
- ② 供給量の不当な調節（同項二号）
- ③ 他の事業者の事業活動に対する不当な妨害（同項三号）
- ④ 競争事業者の新規参入の不当な妨害（同項四号）

⑤ 競争事業者の不当な排除又は消費者利益の顕著な阻害（同項五号）

韓国独占禁止法制では、右各濫用行為につき、更に施行令でその具体的内容を定めている（令五条）。それによれば、これらの内容は、正当な理由なく又は不当に次の行為をすることとされている。

① 価格の不当な決定、維持又は変更

価格を需給の変動又は供給に必要な費用の変動に比して、著しく上昇させ又は僅少に下落させる場合（同条一項）

② 供給量の不当な調節

(イ) 最近の趨勢に比して、供給量を著しく減少させる場合（同条二項一号）

(ロ) 流通段階において供給不足があるにもかかわらず、供給量を減少させる場合（同項二号）

③ 他の事業者の事業活動に対する不当な妨害

(イ) 他の事業者の生産活動に必要な原材料の購入を妨害する場合（同条三項一号）

(ロ) 過度の経済上の利益を提供し又は提供することを約束して、他の事業者の事業活動に必須の人力を採用する場合

（同項二号）

(ハ) 右(イ)及び(ロ)以外の不当な妨害行為であつて、公正取引委員会が指定するもの（同項三号）

④ 競争事業者の新規参入の不当な妨害

(イ) 流通業者と排他的取引契約を締結する場合（同条四項一号）

(ロ) 既存事業者の継続的事業活動に必要な権利等を購入する場合（同項二号）

(ハ) 右(イ)及び(ロ)以外の新規参入妨害行為であつて、公正取引委員会が指定するもの（同項三号）

⑤ 競争事業者の不当な排除

(イ) 通常の取引価格に比して、低い対価で供給し又は高い対価で購入する場合（同条五項一号）

(ロ) 取引の相手方が競争事業者と取引しないことを条件に、その取引の相手方が競争事業者と取引する場合（同項二号）

このように、韓国独占禁止法は、市場支配的事業者の規制対象となる行為内容につき、極めて詳細に定めている。この点は、我が国独占禁止法における私的独占の禁止規定が、支配又は排除の手段につきいかなる方法を以てするかを問わないとしていくらすぎない（法二条五項）のと比較して、大きな相違点であるといふことができる。

また、違法性の基準については、我が国の私的独占が一定の

取引分野における競争の実質的制限を要件とするのに対し、韓国の市場支配的地位の濫用行為には、右にみたとおり、これが要件となっていない。

(4) 以上の相違点を念頭におきつつ、日韓両国独占禁止法の運用状況を比較すれば、次のとおりである。

我が国独占禁止法において私的独占の審決件数は、法制定以降平成一〇年度末（一九九九年三月末）までの半世紀余りの間に、計一〇件である。平成八年度以降は、毎年審決事件があり、運用がやや活発化してきているとは言え、昭和四八年度から平成七年度までの二〇年以上の間は、審決は皆無であった。⁽⁷⁾

一方、韓国独占禁止法においては市場支配的地位の濫用行為事件数（法的措置）⁽⁸⁾は、法制定以降一九九八年末までの二〇年弱の間に、計二四件である。これらの事件（右二四件の他に、警告事件五件を含む二九件）⁽⁹⁾を行為類型別にみれば、価格の濫用（法三条の二第一項一号）⁽¹⁰⁾が三件、供給量の不当な調節（同項二号）⁽¹¹⁾が三件、他の事業者の事業活動の妨害（同項三号）⁽¹²⁾が一九件、新規参入の妨害（同項四号）⁽¹³⁾が二件、その他消費者利益の阻害（同項五号）⁽¹⁴⁾が二件である。このように、違反行為の類型では、他の事業者の事業活動の妨害が圧倒的に多い。

ところで、自由経済社会においては、価格に対する介入は、

厳に慎まなければならず、独占禁止法も、この考え方に立脚し、市場メカニズムを最大限に発揮させることを、その使命とする。この立場からすれば、価格に関して、その決定等を濫用行為とする法三条の二第一項一号の規定自体に必ずしも同意しかねる面もあるが、それはさておき、その運用が注目される場所である。これの具体的内容は、既に述べたとおり、施行令五条一項に規定されているが、価格の濫用とされた右三件は、いずれもかなり以前の事件であつて、最近では、運用事例がない。しかし、現在、財閥改革の一環として生じた事件の中で、法三条の二第一項一号の規定の適用が検討された事件があると仄聞しており、その帰趨が注目される場所である。

(5) 韓国独占禁止法は、市場支配的地位に関してこれの濫用禁止の他に、独占的市場構造改善のための規定をおいている（法三条）。これは、第五次法改正により導入されたものであり、⁽¹²⁾独占的市場構造の形成・強化がなされないよう、公正取引委員会にしかるべき施策を講じさせることを内容としている。右規定は、第七次法改正において、独占的市場構造についての資料を公にして研究の用に供するとともに、併せて、これら市場に対する市民的監視機能を持たせようとの意図の下に、⁽¹³⁾改正が行われた（法三条三項から五項まで追加）。一方、我が国

独占禁止法には、これに対応するような規定はない。

韓国の全産業について、これを集中型（上位三社占有率五〇パーセント以上）又は競争型（上位三社占有率五〇パーセント未満）に分けてみたとき、前者の比率は、一九八一年八七・八パーセント、九〇年八〇・九パーセント、九五七年七一・六パーセントとなっており、市場構造は、徐々に改善されてきてはいるものの、依然集中度は高い状態にあると言わなければならない。したがって、我が国にはない独寡占的市場構造の改善に関する規定が独占禁止法に導入された背景には、右の事情があったものとみなければならない。

(6) 韓国独占禁止法上、市場支配的事業者によるその地位の濫用行為に対しては、是正措置が命じられる（法五条）。その内容は、価格の引下げ、当該行為の中止、法違反事実の公表等とされており、これらの中で、特に価格の引下げ命令が注目される。我が国において価格の引下げ命令は、昭和五二年の独占禁止法改正にいたる過程で、カルテルに対する規制手段の一つとして検討されたことはあったが、市場メカニズムに対する介入であるとして反対論が多く、結局採用されることとはならなかった。韓国では、日本と異なり、価格の引下げを命じ得るが、前述したように、価格の濫用とされた事件がほとんどない

こと等を考慮すれば、価格の引下げ命令は、規定上はあるものの、その運用は、極めて抑制的であるとみてよいであろう。

市場支配的事業者の地位濫用行為に対しては、是正措置の他、課徴金が賦課される。我が国独占禁止法において課徴金は、価格カルテル又は数量カルテルのうち対価に影響のあるものに対してのみ課され（法七条の二）、その性格は、国が不当利得を徴収する行政上の措置であつて、賦課するにあたり、裁量は許されない。⁽¹⁵⁾これに対して、韓国では、日本のように特定の違反行為に限ることなく、独占禁止法違反の多くの行為に対して課され、その性格も、裁量の許される行政制裁的措置であると考えられる。⁽¹⁶⁾このように、両国の課徴金制度には、その性格に違いがみられ、韓国の方が市場メカニズムに対して介入的であると言ふべきであろう。市場支配的事業者の濫用行為に対しては、これまで四件の事件で課徴金が賦課されている。⁽¹⁷⁾

2 カルテル規制

(1) 韓国独占禁止法においてカルテルは、不当な共同行為として、同法一九条に、その具体的内容が規定されている。同条一項は、不当な共同行為を、事業者が他の事業者と共同して不

当に競争を制限する行為をすることの合意として定義し、これを禁止する。右合意をもって不当な共同行為として定義したものは、第三次法改正においてであり、その趣旨は、それまで、不当な共同行為の成立には、①事業者間における共同行為の合議、②行為の実行及び③競争制限性の三要件が必要であると解されてきたところ、これでは、共同行為の防止に限界があるとして、右②の要件を除外すべく、合意をもって足るとしたものである。⁽¹⁸⁾

一方、我が国独占禁止法における不当な取引制限には、このような合意をもって足るとする定義はないが（法二条六項）、合意の形成により右行為の違反が成立するとの解釈・運用は確立しており、したがって、この点において、日韓両国に実質的な差異は認められない。韓国独占禁止法では、更に、不当な共同行為の認定にあたり、明示的な合意がなくとも、これを推定する旨の規定がおかれている（一九九条五項）。これも、第三次法改正により設けられた規定である。

次に、韓国の不当な共同行為は、その行為内容が具体的に列挙されており（一九九条一項各号）、日本の不当な取引制限（二条六項）とは、定義形態を異にする。しかし、韓国の定義規定中に列挙される行為（一九九条一項一号から七号まで）は、およそカルテルとされるものほとんどすべてを含み、更に最後に

包括条項（同項八号）をもおいているから、日韓両国とも、カルテルのすべてを捕捉するに遺漏はなく、この点においても、日韓両国に差異はない。

韓国独占禁止法上、違反行為に対しては、是正措置（二二条）が命じられるほか、課徴金（二二条）が賦課される。課徴金は、我が国のように、価格カルテル又は数量カルテルのうち対価に影響のあるものに限るのではなく、不当な共同行為のすべてがその対象となる。また、韓国では、我が国と異なり、売上額のない場合でも、一〇億ウォンを超えない範囲で、課徴金賦課の対象となる。なお、日韓両国間で、課徴金制度の法的性格に違いがあることについては、前記1で述べたとおりである（本稿注16）参照。

韓国独占禁止法には、我が国と異なり、申告者に対する免責制度がある（二二条の二）。これは、違反行為者が違反事実を自ら進んで申告したときは、是正措置及び課徴金額を軽減し又は免除するものであり、その具体的基準は、施行令に定められている（令三五条）。本制度は、第五次法改正により導入されたものであり、当初は、更に刑事罰をも対象にすることが検討されていたが、結局、これは除かれた。⁽²⁰⁾

(2) カルテルに対する規制は、日韓両国とも、事業者間の共

同行為によるもののほか、事業者団体によるものに対しても行われていた。韓国独占禁止法は、事業者団体の禁止行為として次のものを列挙する（法二六条一項）。

- ① 不当に競争を制限する行為（同項一号）
- ② 一定の取引分野の事業者の数の制限（同項二号）
- ③ 構成事業者の事業内容又は活動の不当な制限（同項三号）
- ④ 事業者に不正取引行為等をさせること等（同項四号）

このほか、事業者団体自らがいわゆる不当表示を行うことも禁止されていたが（二六条一項旧五号）、表示広告公正化法（正式名称「表示及び広告の公正化に関する法律」）の施行に伴い、一九九九年七月一日、旧規定は、削除された。

右のうち、①及び③がカルテルに係るものであり、我が国独占禁止法八条一項一号及び四号の規定と極めて類似している。

なお、韓国の右禁止規定中、我が国の八条一項二号に対応する規定はない。これは、韓国独占禁止法制定当初からであり、同法制定時の筆者の印象では、立法にあたり、我が国独占禁止法を参考にしつつも、運用実績の全くない八条一項二号は採用しなかったものと思われた。

事業者団体の違反行為に対しても、是正措置（二七条）が命じられるほか、課徴金（二八条）が賦課される。右課徴金は、

構成事業者に賦課されるのみならず、我が国と異なり、事業者団体自体に対しても賦課される（二八条一項、二項）。また、課徴金の対象となる行為は、我が国の場合よりもかなり広く、法二六条一項各号に違反するすべての行為である（二八条）。

(3) 韓国独占禁止法上、カルテルに対しては、当初、登録制が採られており、これらのうち、競争制限をもたらすものについては、経済企画院長官は、登録を拒否することとされ、したがって、事業者又は事業者団体は、カルテルを行うことはできなかった（原始独占禁止法一条一項、一二条、一八条一項、二項）。その後、第一次法改正において、登録制が廃止されて現在の原則禁止主義が採られ、また、カルテルに対する課徴金制度が導入された。⁽²³⁾更に、第三次法改正では、前述のとおり、競争制限の合意をもつてカルテル（不当な共同行為）の成立とする改正が行われ、第五次法改正では、前述の申告者に対する免責制度が導入された。第七次法改正においては、不当な共同行為について、それまで、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとされていたのを、不当に競争を制限することへと改められた。その趣旨は、いわゆる硬性カルテルについては、競争に与える影響が極めて大きいにもかかわらず、従来の規定では、その競争制限性につき、個別事件ごとに逐一これ

を立証しなければならず、審査コストの面で難点があったため、当然違法の原則を採用することにあるとされる。また、これは、これらのカルテルを当然違法とする国際的趨勢に符合させるためのものであり、その対象は、価格カルテル、入札談合、市場分割等であるとされている。⁽²⁴⁾ところで、不当な共同行為とされる行為には、右硬性カルテルとされるもの他、法一九九条一項各号に列挙される他のものも含まれる。右改正は、硬性カルテルについては当然違法の原則を、その他のカルテルについては合理の原則を採用するものであるとされており、このことは、「不当に（ブタンハゲ）」という同一の文言を、ある種の行為については当然違法として、他のものについては合理の原則の下に解釈することを意味する。これに関連し、我が国独占禁止法では、不当な取引制限について、当然違法又は合理の原則という概念は用いていない。実態的には、硬性カルテルは、当然違法に近く、また、その他のものは、合理の原則によることとなろうが、それは、行為の形態により、いずれかに分類するという事ではなく、競争制限性の有無により、結果として右のようになるにすぎない。したがって、以上の点は、日韓両国の相違点とみるべきであろう。なお、韓国独占禁止法では、「不当に（ブタンハゲ）」という文言は、不公正取引行為にも

用いられており、ここでは、公正競争阻害性を指すものとされている。したがって、韓国独占禁止法上、「不当に（ブタンハゲ）」は、多様な意味で用いられている。

(4) 韓国独占禁止法上、カルテル規制の運用状況は、次のとおりである。

まず、不当な共同行為について、法制定以降一九九八年までの措置別処理件数をみれば、告発四件、是正命令一〇八件、うち課徴金四九件、是正勧告四四件、警告九四件となっている。⁽²⁷⁾一方、行為類型別にみれば、期間は右と同じく、価格の共同決定・維持一六三件（警告以上、以下同じ）、商品の販売条件等の共同決定一二件、商品の生産・出荷等の制限二一件、取引地域・取引の相手方の制限二八件、商品の種類・規格等の制限九件、共同会社の設立五件、事業活動の制限九件となっている。⁽²⁸⁾韓国においても、入札談合事件は、非常に多く、これは右の価格の共同決定・維持の件数に含まれているので、価格カルテル事件の件数が最も多くなっている。一方、我が国の場合は、入札談合事件を含めた価格カルテル事件がほとんどすべてであり、これ以外のカルテル事件は、皆無に近い。⁽³⁰⁾これに比べれば、韓国では、価格以外のカルテル事件も非常に多いと言える。このことは、そもそも韓国において、これらの事件の比率が日本よ

り高いというだけでなく、韓国公正取引委員会が価格以外のカルテル事件の規制にも積極的に取り組んでいることを物語るものではあるまいか。

次に、事業者団体の禁止行為についてみれば、公表された統計上、カルテルのみに関するものはなく、これをも含む法二六条一項各号違反のものがあるのみである。それによれば、法制定以降一九九八年までの措置別処理件数（二六条一項各号）は、告発一七件、是正命令二七一件、うち課徴金事件四件、是正勸告九四件、警告二四六件となっている⁽³¹⁾。また、これらを違反類型別にみれば、カルテルに相当する競争制限行為（二六条一項一號）が三八二件、これと関連の深い構成事業者の事業内容又は活動の制限（同項三號）が九六件となっており、残りがその他の類型である⁽³²⁾。

カルテル規制において、その行為が主体の観点からみたとき、それが事業者間の共同行為によるものか、又は事業者団体によるものかにつき、実務上、明確に峻別し得る場合はむしろ少ないと言えよう。したがって、カルテルが行われた場合、これを右のいずれの主体によるものとして処理するかにあつては、その時々々の法運用主体の意向が反映されがちである。このような観点から韓国の実情をみたとき、不当な共同行為（一九条一

項）二五〇件（警告以上。期間は右と同じ。以下同様。）、事業者団体による競争制限行為（二六条一項一號）三八二件となつており、事業者団体の行為として処理する場合が多く、また、⁽³⁴⁾年度による顕著な差異は認められない。我が国では、かつては事業者団体の行為として処理する場合が多かつたが、その後、⁽³⁵⁾できる限り事業者間の共同行為として処理するようになって、今日にいたつては、この点において、日韓両国間には、顕著な相違が認められる。

(5) 日韓両国とも、入札談合事件は、カルテル事件の中で大きなウエイトを占めており、これの根絶は、カルテル対策における最重要課題となっている。韓国では、その一環として、調達庁、韓国道路公社等大規模公共工事発注機関に対し、一定金額以上の入札物件について、その内訳を公正取引委員会に通報させる等常時監視体制の確立が図られて⁽³⁶⁾いる。

また、カルテル規制の実務において、証拠の収集は、最大の課題であり、また、難関でもある。この問題に関し、韓国独占禁止法では、既に述べたとおり、申告者に対する免責制度（二二条の二）を設けて、証拠の収集の促進が図られているが、このほか更に、報償金の支給、捜査機関の協助、調査官への押収・⁽³⁷⁾捜査権の付与等が検討されている。一方、我が国では、このよ

うな方策は、検討されたことがなく、また、我が国の風土にもなじむものではないであろう。

3 不公正な取引行為規制

(1) 韓国独占禁止法における不正取引行為は、我が国独占禁止法の不正な取引方法に相当する。韓国独占禁止法上、不正取引行為とは、法二三条一項各号の一に該当する行為であつて、公正な取引を阻害するおそれがある行為をいう（二三条一項本文）。不正取引行為の類型又は基準は、大統領令（施行令）により定めることとされており（法二三条一項、これに基づき、施行令三六条一項は、その別表一において、一般不正取引行為の内容を具体的に規定している。不正取引行為には、このほか、特定分野又は特定の行為に対して適用されるものがあり（令三六条二項）、これら特殊のものは、我が国と異なり、改廃がしばしば行われるが、一九九九年六月末日現在、大規模小売店における特定不正取引行為の類型及び基準、景品類提供に関する不正取引行為の類型及び基準、並びに加盟事業（フランチャイズ）における不正取引行為の基準がある。なお、不正取引行為の類型及び基準は、かつては公正取

引委員会告示により定めることとされていたが、第五次法改正において、現在のように、大統領令（施行令）により定めることとされた。

以上のような韓国の不正取引行為を、我が国の不正な取引方法と比較すれば、次の点を指摘することができる。

我が国の不正な取引方法は、法二条九項の規定に基づき、公正取引委員会が指定したものを指すのに対し、韓国の不正取引行為は、法二三条一項各号に定める行為自体を指し、施行令に定めるこの類型及び基準は、法定の行為の解釈・運用基準たるにとどまる。もつとも、韓国においても、かつては独占禁止法運用当局が指定した行為が不正取引行為とされていたが、第二次法改正により、法に定める行為自体が不正取引行為とされた。

また、韓国独占禁止法では、事業者は、自ら不正取引行為を行うことが禁止されるほか、系列会社（法二条三号）又は他の事業者をして、これを行わせることも禁止される（二三条一項本文）。これは、我が国にはない規定である。このように、事業者が自ら行う場合以外をも禁止の対象としたのは、第一次法改正においてであるが、その趣旨は、禁止の対象を企業集団にまで拡げ、経済力の集中を間接的に抑制するとともに、不

正取引行為に対する監視機能を強化するためであるとされる。⁽³⁹⁾

(2) 不正取引行為の内容は、次のとおりである(法二三条一項)。

- ① 不当な取引拒絶又は差別的取扱(同項一号)
- ② 競争者の不当な排除(二号)
- ③ 不当な顧客誘引又は強制(三号)
- ④ 取引上の地位の不当利用(四号)
- ⑤ 不当な拘束条件付取引又は事業活動妨害(五号)
- ⑥ 不当な支援行為(七号)

⑦ 右以外の公正な取引を阻害するおそれのある行為(八号)
 第七次法改正までは、不当な表示又は広告も、不正取引行為の中に含まれていたが(旧六号)、右改正時に同時に制定された「表示及び広告の公正化」に関する法律「表示広告公正化法」⁽⁴⁰⁾の施行に伴い同法の所管するところとなり、一九九九年七月一日をもって、同規定は削除された。

右にいう不当な支援行為とは、第五次法改正により追加された規定であり、我が国の不正な取引方法にはない韓国特有の類型である。本規定は、事業者が、他の事業者に対して、不当に、資金、不動産、人力等を支援することをいう。その目的は、⁽⁴¹⁾財閥内における不当な内部取引の規制にあり、当初は、これら

の者のみに対する規制が検討されていたが、最終的には、すべての事業者を規制の対象とすることとされた。⁽⁴²⁾

右⑦は、第七次法改正により導入された規定であり、これにより、不正取引行為の類型は、それまでの限定列举方式から例示方式へと変更された。右変更の趣旨は、⁽⁴³⁾脱法的行為に対して適切に対処していくためであるとされる。

以上の内容を持つ不正取引行為は、施行令三六条一項別表一に、その類型及び基準が掲げられ、計九項目二七の号に分けて具体的に規定されている。

このような不正取引行為の内容をみれば、我が国独占禁止法における不正な取引方法にかなり類似しているといえることができる。しかし、相違点もいくつかあり、その最大のものは、再販売価格の拘束が含まれていない点である。韓国独占禁止法上、再販売価格維持行為は、不正取引行為とは別に規制されており、法二九条一項において禁止され、同条二項において、施行令に定める著作物及び公正取引委員会が指定する商品について、その適用除外が認められている。我が国では、適用除外となる著作物の範囲について、これまで多くの議論がなされてきたが、⁽⁴⁴⁾韓国では、九九年施行令改正において、その範囲が縮小された(令四三条)。これは、従来その範囲が広きにすぎる

憾みがあり、これを改善するためであるとされる⁽⁴⁵⁾。なお、指定再販品目は、韓国においても現在認められていない⁽⁴⁶⁾。

(3) 韓国独占禁止法では、前述の一般不正取引行為及び特定分野又は特定行為についての不正取引行為の類型及び基準（法二三条一項、二項、令三六条一項、二項）の他に、公正取引委員会が必要に応じて事業者が遵守すべき指針を制定し得る法的根拠が設けられている（二三条三項）。これは、第二次法改正により導入された規定であり、違反行為を予防するためのものである。我が国にも、各種行為について、指針、ガイドラインが制定されているが、これらは、法的根拠を有するものではない。韓国では、この規定に基づき、現在、並行輸入における不正取引行為の類型に関する指針があるほか、右二三条三項の規定に基づく指針以外に、大規模企業集団の不正取引行為についての審査基準及び不当な支援行為の審査指針がある。

また、韓国独占禁止法では、事業者又は事業者団体が不当な顧客誘引を防止するために定める公正競争規約制度が設けられている（二三条四項）。本制度は、第一次法改正により導入されたものであり、表示広告公正化法の施行により、表示又は広告に関する事項は、同法に基づく表示又は広告の自律規約（同法一四条）へと移管された。我が国にも、公正競争規約制度は

あるが、これは、景品表示法に基づくものであって（同法一〇条）、独占禁止法に基づくものではない。

韓国独占禁止法上、不正取引行為に対しては、是正措置（二四条）が命じられるほか、課徴金（二四条の二）が賦課される。不正取引行為に対する課徴金制度は、第三次法改正において導入され、第四次法改正では、更に、再販売価格維持行為にまで拡大された。

(4) 韓国における、再販売価格維持行為をも含む不正取引行為規制の運用状況は、次のとおりである。

まず、措置別処理件数についてみれば、法制定以降一九九八年までの件数は、告発六三件、うち課徴金事件四件、是正命令一三九八件、うち課徴金事件一六七件、是正警告九四九件、警告二一六三件となっている⁽⁴⁷⁾。

以上の運用状況からは、次の特徴を指摘することができる。

第一に、不正取引行為の処理件数は、カルテル事件の処理件数の約七・二倍にもほっており、圧倒的に多い⁽⁴⁸⁾。

第二に、年間処理件数を我が国の不正な取引方法の場合と比較しても、韓国側が圧倒的に多い。もともと、韓国側の件数の中には、我が国であれば、景品表示法で処理する過大な景品類の提供並びに不当表示及び広告も含まれているから、これを

控除しなければならぬが、この点を考慮しても、なお韓国側が圧倒的に多いと言える。

第三に、告発件数も、非常に多く、カルテル事件の三倍強にものぼっている⁽⁵⁰⁾。我が国の場合、不公正な取引方法は、罰則の対象とはならないが、韓国では、不公正取引行為も、罰則の対象とされている（法六七条、七一条）。

次に、右と同一期間における違反件数を行為類型別にみれば、次のとおりとなっている⁽⁵¹⁾。

最も多い違反行為は、不当表示及び不当広告の一六八件であり、次いで、不当顧客誘引の八五九件が続き、更に、取引上の地位の濫用が六五四件となっている。なお、不当顧客誘引の中には、我が国であれば、景品表示法で処理される過大な景品類の提供が四五九件あり、半数強を占めている。以上三者が不公正取引行為違反事件の上位三位までであるが、以下、不当な取引拒絶一四〇件、拘束条件付取引一三九件、不当な差別的取り扱い一五三件、再販売価格維持一一六件、取引強制九七件等々と続いている。

以上の内訳を我が国と比較すれば、再販売価格維持行為の比率が極端に低いことが、韓国の特徴として指摘することができ。また、不当内部支援については、九八年に一二件あるのみ

であるが、これは、本規定が施行されたのは、九七年四月一日であるためである。不公正取引行為規制における韓国公正取引委員会の現下の最重要課題は、財閥内における不当内部支援行為の根絶にあり、将来統計上、これが大きな比率を占めてくることは確実であると思われる。

4 構造規制

経済力の集中を防止するための構造規制は、我が国独占禁止法においては第四章企業結合の制限のための諸規定により、また、韓国独占禁止法においては第三章企業結合の制限及び経済力集中の抑制のための諸規定により、それぞれ行われている。

構造規制は、一般にこれを市場集中規制と一般集中規制とに分けることができ、本稿でも、このように分けて論述することとする。但し、韓国では、財閥による経済力の集中が同国経済の大きな特徴となっており、独占禁止法上も、これに対して特段の規制を行っている。このため、一般集中規制のうち財閥規制に関する内容については、別途の項を設けて論述する。

(1) 市場集中規制

(1) 韓国独占禁止法上、市場集中規制は、企業結合の制限について定める法七条の規定により行われている。同条一項は、何人も、直接又は特殊関係人（法七条一項、令一条）を通じて、一定の取引分野における競争を実質的に制限する①株式保有（一号）、②役員兼任（二号）、③合併（三号）、④営業譲受等（四号）及び⑤新会社設立への参加（五号）を行うことを禁止する。右各行為のうち、①は我が国独占禁止法一〇条の規定に、②は同じく一三条の規定に、③は同じく一五条の規定に、④は同じく一六条の規定にそれぞれ相当する。⑤に相当する規定は、我が国独占禁止法にはないが、法一〇条の規制範囲に含まれるとみてよい。また、我が国独占禁止法一四条の規定は、韓国独占禁止法では、右①に含まれる。

韓国独占禁止法上、規制対象は、第五次法改正前は、一定規模以上の会社（資本金額五〇億ウォン以上又は資産総額二〇〇億ウォン以上（令旧一一条一項））に限られていたが、同改正により、すべての者にまで拡大された。しかし、その一方で、規制緩和等の観点から、規制行為や届出範囲の縮小も行われてきている。第七次法改正では、競争制限を生ずる余地がほとんどなく又は競争促進効果を有すると思われる一定の行為類型については、規制対象から除外された。⁽⁵³⁾ また、届出範囲（法一二

条）については、第五次法改正後の九七年施行令改正において、更に第七次法改正において、届出すべき事業者の規模又は行為類型が縮小されている。

企業結合の規制基準は、日韓両国とも、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合である。韓国独占禁止法は、この基準につき、法律自体に詳細な定義規定をおいている。それによれば、一定の取引分野とは、取引の客体別、段階別又は地域別に競争関係にあり又は競争関係が成立し得る分野をいうとされ（二条八号）、また、競争を実質的に制限する行為とは、一定の取引分野における競争が減少し、特定の事業者又は事業者集団の意思により、ある程度自由に、価格、数量、品質その他取引条件等の決定に影響が及ぶか又は及ぶおそれがある状態を招来する行為をいうとされている（二条八号の二）。右定義内容は、我が国東宝・新東宝事件東京高裁判決⁽⁵⁴⁾に、極めて類似していることは明らかである。我が国独占禁止法では、法律自体に、このような定義規定はおいていない。韓国独占禁止法は、更に、企業結合当事会社の市場占拠率、順位等が一定の基準を満たす場合には、一定の取引分野における競争が実質的に制限されるものと推定するとの規定をおき（七条四項）、その中には、大規模会社（法七条一項、令一二条の二）

が一定の中小企業分野において行う企業結合は、競争制限とみなすとする規定さえもある（法七条四項二号）。右中小企業分野における競争制限の推定規定は、第五次法改正により導入されたものであり、大規模会社が中小企業分野へ進出することができるだけ抑えようとするものである。⁽⁵⁵⁾このような規定は、市場メカニズムに反するものではあるが、企業結合規制政策においても、中小企業に配慮する韓国競争政策の特徴をみてとることができる。

(2) 韓国独占禁止法においては、企業結合制限からの適用除外が認められており（七条二項）、①当該企業結合以外の方法によつては達成することが困難な効率性の増大効果が、競争制限による弊害より大きいとき（同項一号）、及び②回生不可能な企業結合（同項二号）は、企業結合制限の適用を受けない。このような制度は、産業政策的要素を有しているが、その趣旨は、円滑な構造調整を促進させようとする点にある。⁽⁵⁶⁾我が国の企業結合規制においては、運用上これらの点に配慮することを窺わせる解釈・ガイドライン⁽⁵⁷⁾は存するが、法律上このような規定はない。

(3) 企業結合違反に対しては、日韓両国とも、是正措置が命じられるほか、韓国では、企業結合に対しても、これまで課徴

金制度が設けられていた（一七条旧三項）。しかし、是正措置の速やかな履行を確保するには、一回限りの納付を命ずるにすぎない課徴金の賦課によるよりも、履行しない期間に応じて納付すべき額の増える履行強制金によるのが効果的であると考えられた。⁽⁵⁸⁾こうして、第七次法改正では、企業結合違反に対しては、課徴金制度を廃止し（注・但し、経済力集中抑制規定違反に対する課徴金制度は、従来どおり）、履行強制金制度が新設された（一七条の二）。本制度は、公正取引委員会が命じた是正措置を履行しない者に対し、一日当たり一定の率又は額による履行強制金を賦課するものである。このような制度は、我が国にはなく、現実を生ずる問題に機動的に対処する韓国競争政策の一端をみる思いがする。

(2) 一般集中規制

(1) 一般集中規制に属するものとしては、韓国では、持株会社に関する制限（八条から八条の三まで）及び大規模企業集団に対する規制（九条から一一条まで）がこれに該当し、また、我が国では、持株会社の制限（九条）、大規模会社の株式保有総額制限（九条の二）及び金融会社の株式保有制限（二一条）がこれに該当する。

これらのうち、韓国の大規模企業集団に対する規制は、財閥（大規模企業集団）が同国経済に占める地位の大きさに鑑み、韓国独占禁止法が特段の規制を行っているので、これを別項（後記（3））で論ずることとし、ここでは、それ以外の規制、主として持株会社に関する制限を中心に論ずることとする。

(2) 持株会社について、韓国独占禁止法は、第七次法改正前は、これの設立及び転換を原則として禁止し（旧八条一項）、①他の法律に基づき設立する場合（旧八条二項一号）、及び②外資導入法に基づき外国人投資事業を営むために設立する場合であつて大統領令の定めるところにより公正取引委員会の承認を得たとき（同項二号）にのみ、例外的にこれを認めてきた。⁽⁵⁹⁾

しかし、韓国においても、構造調整の円滑な推進が求められる中、むしろ持株会社を容認して、構造調整と外国からの投資を促進しようとの考え方の下に、一部に反対意見はあつたものの、第七次法改正において、持株会社の設立及び転換が認められた。⁽⁶⁰⁾

右改正による韓国持株会社制度は、その設立及び転換を容認したうえで、一定の行為を禁止している（八条の二第一項）。しかし、同規定は、持株会社に対する一定の行為の禁止という形式を採つてはいるものの、そこに列挙される内容は、持株会

社が満たすべき条件とでもいうべきものであり、したがって、韓国の制度は、実質的には、一定の要件を満たす持株会社を全面的に認めるといふものである。

これに対して、我が国の持株会社制度は、事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の設立及び転換を禁止するといふものであり（九条一項、二項）、両国制度間に、違いがみられる。

持株会社の定義について、韓国では、資産総額が一〇〇億ウォン以上の会社であつて（法二条一号の二前段、令二条一項）、子会社の株式価額の合計額が当該会社の資産総額の五〇パーセント以上の会社とされる（法二条一号の二後段、令二条二項）。一方、我が国では、子会社の株式の取得価格の合計額が、当該会社の資産総額の五〇パーセント超の会社とされる（九条三項）。両者を比較すれば、その違いは、持株会社の規模につき、金額基準を採用しているか否かの点にみられる。これは、両者の制度の違いに起因するものと考えられる。すなわち、韓国の制度は、一定の行為を禁止するものであるため（実質的には、一定の条件を要求するもの。前述）、会社の規模が一定の水準以下のものには、このような禁止を課す必要がないとして、右制度となつたと考えられるのに対し、我が国の制度は、事業支

配力の過度の集中をもたらし株式会社を禁止するというものであるから、そもそも持株会社なるものの規模につき、韓国のような基準を置いておく必要がないと考えられるからである。次に、定義の形式面では、持株会社の定義に限らず、韓国独占禁止法制の一般の特徴であるが、具体的基準は、我が国と異なり、施行令に委任されている。しかも、右一〇〇億ウォン及び五〇パーセント以上という基準は、実質的には立法行為であり、このような委任の仕方は、我が国との大きな違いであると言えよう。

一方、持株会社の子会社の定義については、韓国では、持株会社によりその事業内容を支配される国内の会社をいうとされるのみで（法、二条一号の三）、施行令をも含めて、それ以上に具体的基準はない。一方、我が国では、持株会社により株式総数の五〇パーセント超を所有される会社とされ（九条三項）、更に、みなし子会社（九条四項）及び実質子会社（九条五項）なる概念が設けられている。しかし、韓国独占禁止法には、このような概念はない。

韓国独占禁止法は、持株会社について、次の行為を禁止する（八条の二第一項）。禁止とはいうものの、その実態は、持株会社に一定の条件を求めるものであることは、前述のとおりである。

① 純資産額を超える負債額を保有する行為（同項一号）

純資産額とは、資産総額から負債額を差し引いたものであるから、本規定は、いわゆる負債比率を一〇〇パーセント以内とするというものである。その趣旨は、持株会社は直接事業を行うことなく、他の会社の支配を目的としているので、資金調達を負債に大きく頼るようなことは好ましくないとの考え方による。⁽⁶¹⁾

② 子会社の株式を、当該子会社の株式総数の五〇パーセント（但し、上場子会社の場合は、三〇パーセント）未満所有する行為（同項二号）

本規定は、持株会社に対し、子会社の株式は必ず五〇パーセント（又は三〇パーセント）以上所有することを求めるものである。その趣旨は、持株会社の属性が支配領域の過度の拡張にあることに鑑み、低い持株比率により、多数の会社を傘下におくことを防止しようとするものである。⁽⁶²⁾

③ 子会社でない国内の会社の株式を、支配目的で所有する行為（同項三号）

本規定は、コンツェルンないしピラミッド方式による財閥の形成を防止するためのものであろうと考えられる。⁽⁶³⁾

持株会社に対する禁止行為には、更に二つの内容があるが、

とりあえず、右①から③までを、我が国の制度と比較すれば、次の違いが認められる。

我が国持株会社制度は、事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の設立及び転換を禁止し（九条一項、二項）、具体的には、①総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、②持株会社傘下の会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響が著しく大きいこと、又は③これらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなる（九条五項）場合が、これに当たるとしている。しかし、右内容の解釈基準たるガイドライン⁽⁶⁴⁾によれば、右三類型のいずれかに該当する場合は、我が国産業の実態に照らして、ほとんど考えにくく、したがって、その実質は、我が国において持株会社は、完全に容認されたと言ってよく、これに何らかの条件も付されていない。これに対して、韓国の制度は、そもそも持株会社の設立及び転換は、完全に容認するものではあるが、これに対して、右①ないし③の条件が付されるものであつて、この点に、両国持株会社制度の最大の相違を認めることができる。

韓国独占禁止法八条の二第一項は、更に次の二つの行為を禁

止している（同項四号及び五号）

① 金融持株会社が、非金融・保険国内会社の株式を所有する行為（四号）

② 一般持株会社が、金融・保険国内会社の株式を所有する行為（五号）

これらの規定は、財閥が金融機関を自らの金庫と化すことを防止するとともに、金融部門及び産業部門間で、一方の危険が他方に及ぶことのないようにするためのものである。⁽⁶⁵⁾

一方、我が国では、金融会社と一般事業会社が併存する持株会社グループについては、ガイドライン第二類型が規定を設けているが、その内容は、韓国のように、金融会社と一般事業会社を完全に分離しようとするものではない。この点に関し、我が国では、金融持株会社法により、規制が行われている。

以上のほか、韓国独占禁止法は、一般持株会社の子会社が他の国内会社の株式を支配目的で所有することを禁止している（八条の二第二項）。その趣旨は、子会社による孫会社の株式所有を禁止することにより、持株会社が出資を通じて多段階にわたる多くの会社を支配するのを防止しようとする点にある。⁽⁶⁶⁾我が国には、このような子会社による株式所有にのみ焦点を当てた規制はなく、要は、株式会社グループ全体として、そこに

おける株式所有関係が事業支配力の過度の集中をもたらしものであるか否かが問題となる。

韓国独占禁止法は、更に、債務保証制限大規模企業集団（一〇条の二第一項）について、持株会社の設立又は転換を行うためには、集団内会社間相互の債務保証を解消しなければならぬこととしている（八条の三）。その趣旨は、分社化による事業部門の分離及び売却、海外資本の誘致等を通じて、構造改善が効果的に行われるためには、債務保証が解消され、独立した経営が行われ得る環境を整備しておく必要があるというものである。⁽⁶⁷⁾ 債務保証制限大規模企業集団は、その範囲が大規模企業集団と完全に一致しているから（法九条一項、一〇条の二第一項、令一七条一項、同条四項）、本規定は、上位三〇位までとなる大規模企業集団について、債務保証を解消しない限り、持株会社を認めないことを意味する。

(3) 持株会社については、以上のとおりであるが、このほか、一般集中規制に属するものとして、我が国では、大規模会社の株式保有総額制限（九条の二）及び金融会社の株式保有制限（一一條）がある。これらのうち、大規模会社の株式保有総額制限については、これと類似する韓国の出資総額制限制度（旧一〇条・第六次法改正により廃止されたが、最近復活の動きあ

り。）との対比の中で、後記（3）で検討することとする。また、金融会社の株式保有制限については、韓国にこれと類似する規定として、金融又は保険会社の議決権の制限（一一條）があるが、①韓国の規定は、大規模企業集団所属の金融会社に対する規制であるのに対し、我が国の規定は、金融会社一般に対する規制であり、②韓国の規定は、議決権の行使を禁止するのに対し、我が国の規定は、株式所有比率を制限するものである点に、両者の違いが存在する。

なお、韓国における大規模企業集団に対する規制も、一般集中規制のうちに入るが、前述のとおり、韓国経済の特徴である財閥（大規模企業集団）の地位の大きさに鑑み、この点については、項を改め、次に検討する。

(3) 財閥規制

ア 大規模企業集団

競争政策からみた韓国経済の最大の特徴は、財閥の存在とこれによる経済力の集中である。財閥は、「少数特定人」を中心に血縁関係で結ばれた者が、多数の企業を所有し支配する関係で構成されており、多くの市場において、独寡占化をもたらしてきた。⁽⁶⁸⁾ しかも、これらの企業は、財閥グループ内での連携に

支えられてきたため、独立性が希薄であり、その脆弱性の故に、一九九七年初に始まる経済危機を招いたことは、周知のとおりである。財閥の発生は、一九六〇年代の政府による経済開発計画に起因しており、限られた資源の集中的活用、特定の産業又は企業に対する金融・税制上の選別的支援、対外競争圧力からの競争制限的施策の結果であるといえることができる。⁶⁹⁾

韓国独占禁止法は、このような財閥による経済力の集中を防止し、更にはこれを改善するため、これまで、様々な制度の導入や改正を行ってきた。我が国においても、かつて、財閥は存在したが、戦後解体されて、それ以降、このようなものは存在しない。したがって、我が国独占禁止法には、財閥に焦点を当てた規定はなく、一方、韓国独占禁止法においては、財閥規制のための特段の制度を設けており、この点に、その最大の特徴を指摘することができる。

韓国独占禁止法は、財閥を対象に、法律上大規模企業集団なる概念を設けて、これに対して、特段の規制を行っている。

大規模企業集団とは、集団に属する国内会社の資産総額の合計額の順位が、一位から三〇位までの企業集団とされている（法二条二号、九条一項、令三条、三条の一、一七条一項）。

一九九九年施行令改正前までは、所有分散優良企業集団なる制

度があり、同企業集団は、大規模企業集団に含まれることはなかった。所有分散優良企業集団とは、右資産総額順位が三〇位以内に入る企業集団であって、株式の所有の分散及び財務構造が優良であるとする一定の要件を満たす企業集団とされていた（法九条一項、令一七条旧一項、旧二項、旧三項）。所有分散優良企業集団制度は、九五年四月の施行令改正により導入され、同集団が資産総額順位三〇位以内に入るにもかかわらず、あえて大規模企業集団に指定しないこととしたのは、今後のより一層の国際化・開放化の中で、韓国企業が外国の巨大企業と競争していくには、大規模企業集団においてより一層の所有分散と財務構造の改善を図る必要があると考えられ、これを促進するため、一定の基準に達した企業集団には、大規模企業集団に指定せず、これに対して課される特段の規制を免除する特典を与えようとの趣旨によるものであった。⁷⁰⁾しかし、このような制度も、九九年施行令改正において廃止されたが、韓国公正取引委員会はその理由について明らかにしていない。⁷¹⁾したがって、廃止の理由は、推測するほかはないが、これまで所有分散優良企業集団に該当したものが無いことに加えて、同制度導入以降、財閥改革のためになされてきた諸制度の大胆な改革は、右制度の趣旨をもはるかに越えるものであり、もはや同制度を残して

料 おく必要がないと考えられたためではなからうか。かりに、そ

うであるとすれば、ここ数年ないしはそれ以上の間における、

資 韓国の財閥改革の激しさをあらためて知る思いがする。

なお、大規模企業集団は、毎年一回、公正取引委員会により指
定される（法一四一条一項、令二二一条一項）。

イ 相互出資の禁止

大規模企業集団に属する会社は、自己の株式を取得し又は所
有している系列会社（法二条三号）の株式を取得し又は所有し
てはならない（法九条一項）。これは大規模企業集団内系列会
社間相互の出資関係を禁止するものであり、相互出資の禁止規
定と言われている。本規定の趣旨は、大規模企業集団内系列会
社間の相互出資は、①実質的な出資がないのに資本金額をみか
け上増加させ、系列会社を拡張する手段となり易く、企業の出
資形態中最も不合理なものであり、②企業公開を回避し、特定
の大株主が多数の系列会社を支配する手段として活用されるお
それがあるため、これを禁止することにある⁽⁷²⁾。しかし、相互出
資であっても、非系列会社間とのものは、出資の決定が個別の
主体により行われるとして、⁽⁷³⁾禁止の対象とはならない。このよ
うに、韓国独占禁止法上、相互出資に対する規制は、大規模企

業集団所属会社に対して、厳しく行われている。

ウ 出資総額の制限

出資総額制限制度とは、大規模企業集団所属会社による他の
国内会社への出資を、一定の額以下に抑えるものである。本制
度は、第六次法改正において廃止されたものの、最近これを復
活させようとする動きが韓国公正取引委員会に生じてきている。
第六次法改正前の本制度は、大規模企業集団所属会社による他
の国内会社への出資総額は、その純資産額の二五パーセント相
当額を超えてはならないとするものであった（法旧一〇条一
項）。本制度は、第一次法改正において導入され、当時の出資
限度額は、当該会社の純資産額の四〇パーセント相当額とされ
ていた。その後、この規定の下で、各社の出資比率⁽⁷⁴⁾がかなり低
下し、これを更に改善・強化しようとの趣旨により、第四次法
改正において、右比率は、二五パーセントへと引き下げられた
ものである。

本制度導入の趣旨は、①大規模企業集団所属会社による無分
別な系列会社の拡張を抑制し、②他の会社への出資を合理的な
能力の範囲内にとどめ、③出資能力拡張のために、企業公開、
有償増資、内部留保の増加等の方向へ誘導し、これを通じて所

有の分散及び財務構造の改善を図ることにあつた。⁽⁷⁵⁾ところで、本制度は、我が国独占禁止法における大規模会社の株式保有総額制限制度（九条の二）に類似している。両者を比較すれば、共通点は、ともに会社の出資総額を制限する制度であり、相違点は、①規制対象について、韓国法が大規模企業集団所属会社とするのに対し、日本法は資本金額三五〇億円以上又は純資産額一四〇〇億円以上の会社（法九条の二第一項）とし、②規制内容について、韓国法が純資産額の二五パーセント相当額を限度とするのに対し、日本法は資本金額又は純資産額のいずれが多い額としている点にある。日本法の場合、純資産額は、通常資本金額を上回るであろうから、これが出資限度となる。したがって、韓国法はその二五パーセント相当額を、日本法は同じく一〇〇パーセント相当額（純資産額と同額）を、それぞれその限度とすることとなり、韓国法の規制が、日本法のそれよりかなり厳しいといふことができる。

しかし、このような韓国の出資総額制限制度も、第六次法改正により廃止された。廃止の理由は、①企業の構造調整を通じて、韓国企業の競争力を強化しなければならず、②一方で、結合財務諸表制の導入、支配構造の先進化、外国人についての敵対的M&Aの許容等が推進されるにつれて、企業が無分別に事

業を多角化する可能性が縮小し、制度を維持する実益が少なくなっており、③更に、外国企業から韓国企業を逆差別することになるからであるとされている。⁽⁷⁶⁾また、この考え方の根底には、競争政策が直接規制形態から構造改善推進策へと移行しなければならぬとする政策基調の変化があるといわれている。⁽⁷⁷⁾

出資総額制限制度は、右の理由から廃止されたが、廃止直後から、早速その弊害が生じてきた。まず、三〇の大規模企業集団所属会社の出資総額の合計は、第六次改正法施行から一年を経た九九年四月には、前年同期比一・七倍へと増加し、増加分の三分の二を系列会社に対する有償増資が占めるにいたつた。⁽⁷⁸⁾更に、これら企業集団の内部持分率は、九九年四月には、前年同期の四四・五パーセントから五〇・五パーセントへと増加し、これには、系列会社への有償増資が大きく寄与したことが明らかとなった。⁽⁷⁹⁾このため、韓国公正取引委員会では、独占禁止法を更に改正し、本制度の復活を現在検討しているところである。

工 債務保証の禁止

韓国独占禁止法では、債務保証制限大規模企業集団（一〇条の二第一項）に属する会社は、国内の系列会社に対して、債務

保証をしてはならないこととされている（同項）。債務保証制限大規模企業集団は、その範囲が大規模企業集団と完全に一致するから（令一七条四項）、右規定は、要するに、大規模企業集団に属する会社は、国内の系列会社に対して債務保証をしてはならないことを意味する。このような規定は、わが国独占禁止法にはないものであり、韓国特有の制度であると言える。

債務保証に関する本制度は、現行規定では、右に述べたとおり、全面禁止をするものであるが、制度が導入された第三次法改正時では、債務保証総額が当該会社の自己資本金額の二〇〇パーセント相当額を超えてはならないというものであった（一〇条の二旧一項）。その趣旨は、韓国企業が今後国際競争力を確保していくには、企業集団内会社間の過度の債務保証による依存関係を排除していかなければならず、これに一定の制限を加えることにある。一方、このような規制は、金融行政の一環として、これを行うことも考えられ得るが、韓国では、これまで、企業集団内会社間の相互債務保証関係が限界企業を温存し、産業調整を妨げてきた点が考慮され、産業構造及び競争政策の問題として、独占禁止法上の制度とされたものである。更に、韓国公正取引委員会によれば、債務保証は、①企業集団内

に過度の与信をもたらし、結果的に集団外の中小企業の与信利用を制約することにより、経済力の集中を深化させ、②競争力を喪失した企業集団内限界企業の市場からの退出を妨げ、ひいては、当該企業集団内各社の経営を不健全なものとして、大規模連鎖倒産を招くこともなりかねず、国際競争力確保の観点からも看過し得ないとされる⁽⁸¹⁾。

第三次法改正により導入された債務保証制限制度は、債務保証限度額が当該会社の自己資本金額の二〇〇パーセント相当額とされていたが、第五次法改正においては、これが強化され、右比率は、一〇〇パーセントとされた。これは、今後の金融構造の動向等を考慮し、また、産業構造の健全な構築を図るためには、本制度のより一層の強化を行う必要があると考えられたからである⁽⁸²⁾。

本制度は、第六次法改正において、更に強化されて、大規模企業集団所属系列会社間相互の債務保証は、全面的に禁止されるにいたった。全面禁止にいたる過程においては、大規模企業集団側からの強い反発があったが、これまでの規制の強化にもかかわらず、企業の構造調整はなお不十分であるとの認識があり、IMFからも改善を求められてきた経緯があったため⁽⁸⁴⁾である。

大規模企業集団所属系列会社間相互の債務保証についての、このような一定の制限から全面禁止にいたる一連の施策は、「他人資本依存主義からの脱皮」⁽⁸⁵⁾を図り、韓国企業の体質を強化し、来るべき大競争時代に備えようとするものであると言えよう。

5 執行手続

(1) 韓国独占禁止法上、法違反に対しては、公正取引委員会により是正措置が命じられる。この是正措置の対象となる行為は、市場支配的地位の濫用（五条）、企業結合の制限及び経済力集中の抑制違反（一六条）、不当な共同行為（二一条）、不正取引行為（二四、二五条）、事業者団体の禁止行為（二七、二八条）、再販売価格維持行為（三一条）及び不当な国際契約（三四条）である。右のほか、韓国独占禁止法には、是正勧告の制度があり（五一条）これを受けた者が勧告に承諾したときは、是正命令があつたものとみなされる（同条三項）。是正勧告は、違反行為をした事業者がその事実を直ちに認めて、是正する意図を速やかに示したとき等に採られている⁽⁸⁶⁾。

また、韓国公正取引委員会が公表する、違反行為の処理状況

に関する統計の中には、必ず是正要請との類型が表れてくるが、これは、法律に基づくものではない。是正要請とは、行政官庁が作成したり認可した約款が不当である場合に、公正取引委員会が当該官庁に対してその是正を要請するものであり、主として地方自治体の公営開発事業に関連して行われている⁽⁸⁷⁾。是正要請は、これまで公正取引委員会が所管する法律の一つである「約款の規制に関する法律」（略称「約款規制法」）の運用上行われてきており、独占禁止法の運用上行われたことはない⁽⁸⁸⁾。

以上のほか、行政指導の一種である警告という措置も多く採られており、その件数は、韓国公正取引委員会の統計資料に必ず記載されている。

違反行為に対しては、是正措置のほか、これを行った事業者又は事業者団体に対して課徴金の納付が命じられる（六条、一七条、二二条、二四、二五条の二、二八条、三一条の二、三四条の二）。課徴金の性格及び対象となる違反行為に関する日韓両国の相違については、前述のとおりであるが、このほか、事業者団体の違反行為について、我が国では、事業者団体が課徴金納付の主体とはなり得ないのに対し（八条の三）、韓国では、納付の主体となり得ることとされている（二八条一項、三四条の二前段）。また、このような韓国独占禁止法における課徴金の

性格等に起因すると考えられるが、課長金額算定の基礎についても、我が国では、売上額に対する定率方式を採用ののに対し（七条の二）、韓国では、右方式のほか、株式の取得価額、債務保証額又はその他の価額に対する定率方式（一七条一項、二項、四項一号から三号まで）、売上額がない場合や算定が困難な場合の定額方式等が採られている。

課徴金制度のほか、韓国独占禁止法では、第七次法改正において、履行強制金制度が導入された（一七条の二）。これは、是正措置を履行しない者に対して、一日当たり一定の率又は額による履行強制金を賦課するものであり、これにより、速やかな履行を確保しようとするものである。このような制度は、我が国にはないものである。

韓国独占禁止法では、公正取引委員会の処分に対する異議申立制度が設けられている（五三条）。また、異議申立があつた場合に、その命令の履行又は手続の続行により回復し難い損害が生ずると認めるときは、公正取引委員会は、その執行を停止することができることとされている（五三条の二）。更に公正取引委員会の処分に対して不服があるときは、訴えを提起することができ（五四条一項）、その管轄は、ソウル高等法院の専属管轄とされている（五五条）。韓国における行政訴訟は、か

つては行政審判前置主義を採用していたが、行政訴訟法の改正により、一九九八年三月一日以降は、行政審判を経ることなく直ちに行政訴訟を提起することが認められた。一方、独占禁止法は、改正前の行政訴訟法と同様、異議申立前置主義を採用していたため、第七次法改正において、行政訴訟法の右改正の趣旨に合うよう、公正取引委員会の処分に不服のある者は、同委員会に対して異議申立を行うか、又は直ちに訴を提起するかにつき、選択し得ることとされた（五四条一項⁹⁰）。

損害賠償については、我が国独占禁止法がその対象を私的独占、不当な取引制限又は不公正な取引方法に限っているのに対し（二五条一項）、韓国独占禁止法は、すべての違反行為を対象としており、したがって、責任主体についても、事業者に限らず、事業者団体も含まれる（五六条一項）。一方、その責任について無過失損害賠償責任とする点は、日韓共通である（日本法二五条二項、韓国法五六条一項）。また、独占禁止法による損害賠償請求訴訟のほか、韓国においても、民法七五〇条の規定により、不法行為を理由として損害賠償請求の訴を提起することも許される（独占禁止法五七条一項）。

罰則については、韓国独占禁止法第一四章に、規定がおかれている。实体規定違反については、公正取引委員会の専属告発

とされており（七一条一項）、告発基準は、違反の程度が客観的にみて明らかに重大であり、競争秩序を著しく阻害するものと法定されている（七一条二項）。我が国の告発基準は、ガイドラインに示されているが、日韓両国とも、その基準は、抽象的であり、要はそれぞれの基準の下、いかなる運用が行われるかが問題であると言えよう。

(2) 次に、韓国独占禁止法違反事件の処理状況についてみていくこととする。

独占禁止法違反に対する措置として最も重いものは、告発である。法施行以降九八年末までの一八年間に、告発は、合計九二件行われている⁽⁹³⁾。これは、年間平均約五件であるから、我が国とは比較するまでもなく、運用面での韓国の積極性は、一目瞭然である。その内訳は、不公正取引行為が圧倒的に多くて六三件、次いで、事業者団体の競争制限行為が一七件、更に、不当な共同行為及び経済力集中抑制違反の各四件が続いている⁽⁹⁴⁾。我が国の告発事件は、ほとんどがカルテル事件であるから、この点で、日韓両国の運用は、大きな違いをみせている。

右と同一期間における韓国の措置別処理状況についてみれば、是正命令一八五五件、是正勧告一一八二件、警告五三三五八件となつている⁽⁹⁵⁾。警告件数の中には、企業結合届出期間不遵守五一

一件及び第四次法改正前まで採られていた国際契約届出制度の下における国際契約の修正件数二二五九件が含まれており、これら特殊な類型のものを除けば、二五八八件となる。これを我が国と比較すれば、韓国は、法的措置（是正命令及び是正勧告）の比率が我が国よりかなり高く、また、年間当たり法的措置件数も、我が国より圧倒的に多いことが明らかである⁽⁹⁶⁾。

一方、これらの事件を違反行為の内容別にみれば、不公正取引行為が二二六三件（警告件数を含む。以下同じ）で最も多く、以下、不当な国際契約二三四一件（但し、そのほとんどが国際契約の修正を内容とする軽微な警告事件であることは、前述のとおり）、事業者団体による違反行為六二八件、企業結合制限違反五一八件（但し、そのほとんどが届出期間不遵守の軽微な警告事件であることは、前述のとおり）、不当な共同行為二五〇件、経済力集中抑制違反一四六件、市場支配的事業者の濫用行為三一一件の順となつている⁽⁹⁷⁾。

課徴金については、右と同一期間内に、二五三件、六二〇事業者に対して、計一六八一億六〇〇万ウォンが賦課されている⁽⁹⁸⁾。その運用状況は、九〇年代前半ないし半ばあたりから活発化しはじめ、九八年度には、年間賦課額が突如一三六三億三五〇〇万ウォンにも達し、これまでの一八年間の実に八割をわずかに

年で賦課したことになる。これは、その三分の二が不当支援助行為（法二三条一項七号、令三六条一項別表一・一〇）に対するものであつて、大規模企業集団傘下の事業者に賦課されており、財閥規制にかける韓国公正取引委員会の強い意欲の表れであると言えよう。

異議申立及び公正取引委員会の処分に対する訴の提起は、年々増加しており、九八年末における係属中の事件は、異議申立が二四件⁽¹⁰¹⁾、訴訟が四六件⁽¹⁰²⁾となつている（但し、これらの中には、独占禁止法以外の公正取引委員会所管法律によるものも含まれているが、その数は不明）。このような増加傾向は、被審人の権利意識の高揚と事件の複雑化・多様化に伴う事実及び法令の適用における争点の増加によるものとされる⁽¹⁰³⁾。

おわりに

以上、日韓両国独占禁止法について、その法制及び運用の比較を行いながら、主として韓国独占禁止法ないし競争政策の検討を行つてきた。右検討の中から明らかとなつた事實は、韓国独占禁止法及び同法施行令がアメリカ及びEUの独占禁止法はおろか、我が国のそれよりもはるかに詳細な規定をおき、その

競争政策が同国経済の最大の隘路である経済力集中の解消に果敢に取り組み、来るべき二一世紀の大競争時代に船出しようとしてゐる姿である。

これを更に詳細に分析し、韓国独占禁止法ないし競争政策の特徴を抽出すれば、次の三点に要約できらるであらう。

第一は、その時々々の経済情勢に迅速かつ大胆に対応する機動性である。

一九九〇年代に入つてから今日までの一〇年間に、法改正が実に六回も行われている事實は、何よりもこれを如実に物語るものである。しかも、現在更に今回の法改正が検討されており、同改正法は、九九年末又は二〇〇〇年初頭に成立するとみられている。このような法改正の多さには、法的安定性の観点から、異をさしはさむ余地もあるうが、一方で、その機動性には、一定の評価を与えざるを得ないように思われる。また、韓国独占禁止法は、同法に規定する多くの事項について、その具体的内容を施行令又は公正取引委員会告示等に委任している。これは、国会の議決を経ずして、制度の変更を可能にするものであり、このことが迅速かつ大胆な政策展開を更に容易にしているものと考えられる。

第二は、韓国独占禁止法は、実際に生じ得る事案に有効かつ

柔軟に対処し得るよう現実的法制を導入している点である。

市場支配的地位の濫用規制制度は、我が国の私的独占の禁止に対応するとみることができ、私的独占の要件は、極めて抽象的であるのに対し、市場支配的地位の濫用規制制度は、必ずしもそれ程ではない。また、独占禁止法における中核的概念である、一定の取引分野における競争の実質的制限については、韓国独占禁止法は、同法に数量的基準をおいている。更に、課徴金制度は、裁量を許すなど柔軟であり、第七次法改正においては、より現実的な履行強制金制度が新設された。

第三は、韓国公正取引委員会による法の積極的運用である。

韓国公正取引委員会の事件処理件数は、我が国のそれとは比較にならない程はるかに多い。しかも、その多くは、我が国と異なり、法的措置であり、また、告発件数も圧倒的に多い。更に、同委員会が処理する違反事件の種類は、カルテルについても、不正取引行為についても、その他の行為についても、多岐多様にわたっている。この点で、特定の種類の行為に対してのみ規制が集中する我が国とは、顕著な違いをみせている。

韓国独占禁止法は、その制定からほぼ二〇年の年月を経ようとしている。振り返ってみれば、はじめの一〇年間は、その助走期として位置づけることができ、その後の一〇年間で、実に

大胆な政策展開と運用が行われた。その内容及び程度は、我々日本人の感覚をはるかに越えるものであると言っても過言ではないであろう。韓国競争政策は、その力強さをもって、いま二一世紀の大競争時代に船出ししようとしている。

(平成二二年一月脱稿)

註

本稿の注の記載は、次の方針によっている。

人名 漢字表記を知ることができず、ハンゲル表記しか

わからないものは、カタカナ表記とした。

書名・雑誌名 カタカナ表記のものは、もともとがハンゲル表記のみのものである。これらは、漢字又はひらがなを使用して日本語に直すことはあえて行わず、ハンゲルの発音をカタカナ表記にした。

但し、漢字及びハンゲルが混在するものは、日本語に直して、漢字及びひらがなを使用して表記した。

もともとハンゲル表記のみのもの及び漢字が混在するものいづれも、これを日本語に直して、漢字又はひらがなを使用して表記した。

論文名

(1) 直近の法改正については、

孫珠瓊「韓国「独占規制および公正取引に関する法律」

の一九九九年改正について」日韓比較法文化研究会発表論文(日本語)一九九九年八月二三日、於北海道大学

(2) 現在検討中の法改正については、

洪復基「韓国独占禁止法の改正案(一九九九年一月一日立法予告)」日韓比較法文化研究会発表論文(日本語)一九九九年一月二〇日、於延世大学校

(3) 拙稿「韓国における独占禁止法の改正について」商務法務、九〇三号、一二二頁

なお、右拙稿では、独占禁止法の制定(一九八〇年)につき、「改正」の語を用いているが、これは、①同法の制定がその附則二条に規定するように一九七五年制定の「物価安定及び公正取引に関する法律」の改正という手続を採ったこと、及び②当時一般に一九八〇年法の制定を一九七五年法の改正とみていたことによる。言うまでもなく、韓国における独占禁止法の本格的導入は、一九八〇年法の制定によるとみるのが今日の通説となっており、韓国公正取引委員会をはじめとして、韓国内の諸説も、すべてこの立場にある。

(4) イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」「コンジョンキョンジェン」四一号、二五頁

(5) 韓国公正去来委員会、第七次法改正時「公正去来法改

正案」一九九八年一月二八日、四頁

(6) 拙稿「韓国における独占禁止法の改正について」前掲、二二二頁

(7) 我が国公正取引委員会、平成一一年度独占禁止白書、三八頁

(8) 韓国公正取引委員会が公表する統計数値において違反事件に関するものは、通常警告件数も含むが、ここでは、我が国の私的独占の審決件数と比較するため、警告を除く件数を記載する。したがって、これに含まれるものは、告発、是正命令、課徴金及び是正勧告の四種であるが、市場支配的地位の濫用行為事件において、告発は、これまで運用事例がない。

(9) 韓国公正去来委員会、公正去来白書一九九九年版、三八九頁

(10) 警告を除く二四件については、行為類型別統計数値がないため、警告を含む二九件について検討する。

(11) 公正去来白書一九九九年版、前掲、三八九頁

(12) (社)韓国公正競争協会「公正協会報」一七号、一二頁

(13) 韓国公正去来委員会、第七次法改正時「公正去来法改正案」前掲、四頁

イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二五頁

(14) 韓国公正去来委員会、公正去来白書一九九八年版、八九頁

- (15) 『改正独占禁止法の知識』公正取引委員会事務局編（相場照美担当部分）、二九頁他多数
- (16) 洪復基延世大学校教授によれば、韓国独占禁止法における課徴金制度の法的性格については、不当利得還収説、行政制裁説、不当利得還収及び行政罰則的性格をすべて有するとする折衷説が対立しているが、同教授は、本制度には①課徴金賦課における参酌事由が列挙されていること（法五五条の三）、②賦課及び金額算定にあたり、裁量が許されていることを理由に、法の実効性確保のための制度として、行政制裁の性格を有する行政上の措置であるとされる（洪復基 中山武憲訳「韓国独占禁止法制における課徴金制度」北大法学論集五〇巻二号、一三七頁）。
- (17) 公正去来白書一九九九年版、前掲、三七三頁
- (18) 韓国公正去来委員会、公正去来年報一九九三年版、四二頁
- (19) 競争制限的合意の成立時点をもって不当な取引制限の成立時期とすることについては、静岡薄葉紙組合事件（昭和四九・八・八勧告審決、審決集二二巻、七六頁）、石油価格カルテル刑事事件（昭和五九・二・二四最高裁判決、審決集三〇巻、二四四頁）等にみられるように、その解釈及び運用は、確立しており、また、学説上も、異論はない。
- (20) 「公正協会報」前掲一七号、二頁
- (21) 拙稿「韓国における独占禁止法の改正について」前掲、二四頁
- (22) 韓国において独占禁止法の運用主体は、第二次法改正までは、経済企画院長官であった。
- (23) 韓国独占禁止法における課徴金制度は、法制定時、市場支配的事業者が価格引下命令に従わない場合（制定法三条、六条）に適用することとされたのが最初であり、カルテルに対しては、第一次法改正により導入された。
- (24) イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二五頁
- (25) 孫珠瓊「韓国「独占規制および公正取引に関する法律」の一九九九年改正について」前掲、三頁
- (26) イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二五頁
- (27) 公正去来白書一九九九年版、前掲、三九九頁
- (28) 公正去来白書一九九九年版、前掲、四〇〇頁
- (29) 例えば、ソウル地域建設業者三七社による不当な共同行為事件（公正去来委員会議決第九七一七七号、一九九七年五月一六日）、設計・管理業者二四社による不当な共同行為事件（公正去来委員会議決第九七一五五号、一九九七年一〇月二七日）その他をみても、談合入札事件は、価格競争を制限するものとされ、統計上も、価格カ

ルテルのうちに含まれている。

- (30) 我が国における平成六年から一〇年までのカルテル事件九八件（法的措置のみ。以下同じ）のうち、価格カルテルは一九件、入札談合等は七七件、その他のカルテルは二件となっている（平成一一年度独占禁止白書、二五頁）。したがって、入札談合等を含めた場合の価格カルテルは、九八件中、実に九六件までを占めることとなり、韓国とは、大きな違いが認められる。

(31) 公正去来白書一九九九年版、前掲、四〇二頁

(32) 公正去来白書一九九九年版、前掲、四〇二頁

- (33) 石油価格カルテル刑事事件（昭和五九・二・二四最高裁判決、審決集三〇巻、二四四頁）では、「不当な取引制限行為が事業者団体によって行われた場合であっても、これが同時に右事業者団体を構成する各事業者の従業者等によりその業務に関して行われたと観念し得る事情のあるときは、右行為を行ったことの刑責を事業者団体のほか各事業者に対して問うことも許され、そのいずれに對し刑責を問うかは、公取委ないし検察官の合理的裁量に委ねられている」と判示している。

(34) 公正去来白書一九九九年版、前掲、三九九頁、四〇二頁

頁

- (35) 我が国において、カルテル事件を主として事業者団体の行為として処理する方向から、事業者間の共同行為と

して処理する方向へと転換したのは、おおむね昭和四八年頃である（平成一〇年度独占禁止白書、附属資料三八、三九頁）。

(36) 公正去来白書一九九八年版、前掲、二〇九頁

(37) 公正去来白書一九九八年版、前掲、二二〇頁

- (38) この当時の独占禁止法運用当局は、公正取引委員会ではなく、経済企画院であった。

(39) 趙炳澤「韓国独占禁止法の改正内容とその問題点」公正取引四四九号、二〇頁

(40) 拙稿（翻訳）「韓国表示広告公正化法及び同法施行令」名古屋経済大学論叢・企業法研究一一二号

(41) (社)韓国公正競争協会「コンジョンキョンジエン」六号、一七頁（ハンジョンギル公正去来委員会事務処長執筆部分）

(42) 「公正協会報」前掲一七号、二頁

(43) イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二六頁

(44) 平成一〇年三月三十一日、我が国公正取引委員会は、著作物再販制度の取扱いについて、一定の方針を示している。

(45) 韓国公正去来委員会、一九九九年施行令改正時発表文

(46) 公正去来白書一九九九年版、前掲、一八五頁

(47) 公正去来白書一九九九年版、前掲、四〇九頁

- (48) 公正取引行為の処理件数は、四五七三件
カルテルの処理件数は、六三二件（不当な共同行為二

五〇件、事業者団体の違反事件のうち法二六条一項一号事件三八二件）（公正去来白書一九九九年版、前掲、三九頁、四〇二頁、四〇九頁）

(49) 平成六年度から平成一〇年度までの五年間における我が国の不正な取引方法の法的措置件数は一三四件（平成一一年度独占禁止白書、二五頁）

一九九四年から九八年までの五年間における韓国の不正取引行為の法的措置件数は、一一六九件（公正去来白書一九九九年版、前掲、四〇九頁）

(50) 不正取引行為の告発件数は、六三件

カルテルの告発件数は、二二件（不当な共同行為四件、事業者団体の違反事件一七件）（公正去来白書一九九九年版、前掲、三九九頁、四〇一頁、四〇九頁）

(51) 公正去来白書一九九九年版、前掲、四一〇頁

なお、違反類型別処理件数と措置別処理件数（前記注(47)）は、一九九二年までとそれ以降の統計のとり方が異なる等の事情により、合計が一致しない。

(52) 公正去来白書一九九八年版、前掲、一四七頁

(53) 韓国公正去来委員会「報道資料」規制対象企業結合範圍縮小のための法改正の検討」一九九八年七月二六日
イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二六頁

拙稿「韓国独占禁止法第七次改正とその内容」名古屋

経済大学論叢、名経法学二二号

(54) 東宝・新東宝事件、昭和二八・二一・七東京高裁判決、審決集五卷、一一八頁

(55) 「公正協会報」前掲一七号、二頁

(56) 韓国公正去来委員会、第七次法改正時「公正去来法改正案」前掲、六頁

イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二六頁

(57) 株式保有、合併等に係る「一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合」の考え方中、例えば第三、二、(三)、ア

(58) 韓国公正去来委員会、第七次法改正時「公正去来法改正案」前掲、六頁

イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二七頁

(59) 第七次法改正前の持株会社に関する著書としては、朴吉俊、林雄基、洪復基『持株会社に関する研究』韓国上場協議会（一九九七年）

(60) 孫珠瓊「経済法の変遷」法制研究一五号、一一五頁（一九九八年）

(61) キムハッキョン「持株会社禁止制度改善方案」コンジョンキョン「コンジョン」三三三号、九頁

(62) キムハッキョン、前掲、一〇頁

- (63) 孫珠瓊「韓国「独占規制および公正取引に関する法律」の一九九九年改正について」前掲、九頁
- (64) 事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方(平成九年一月二日八月)
- (65) キムハッキョン「持株会社禁止制度改善方案」前掲、一〇頁
- イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二四頁
- (66) イビョンジュ「公正取引法改正主要内容」前掲、二五頁
- (67) キムハッキョン「持株会社禁止制度改善方案」前掲、一一頁
- (68) 公正去来白書一九九八年版、前掲、一一八頁
- (69) 韓国公正去来委員会、公正去来年報一九九五年版、六三頁
- (70) 公正去来年報一九九五年版、前掲、六三頁
- (71) 韓国公正取引委員会は、一九九九年施行令改正にあたり、その趣旨及び主要内容等について公表したほか、同委員会幹部も、各種専門誌に同様の寄稿を行っているが、これらには、所有分散優良企業集団制度廃止について、一切触れられていない。
- (72) ①韓国公正競争協会「公正去来法上経済力集中抑制制度内容」二頁
- (73) 「公正去来法上経済力集中抑制制度内容」前掲、一三頁
- (74) 韓国公正去来委員会、公正去来年報一九九四年版、六七頁
- 韓国公正去来委員会「独占規制及び公正取引に関する法律中改正法律(案)」一九九四年一月、三頁
- (75) 公正去来年報一九九五年版、前掲、六七頁
- (76) 第六次法改正、韓国政府提案理由
- (77) チョフィカプ(公正去来委員会政策局長)「公正取引制度の運用成果と今後の課題」「コンジョンキョンジェン」三一頁、六頁
- (78) 洪復基「韓国独占禁止法の改正案(一九九九年九月一日立法予告)」前掲、二頁
- (79) 洪復基「韓国独占禁止法の改正案(一九九九年九月一日立法予告)」前掲、三頁
- (80) 韓国公正去来委員会、公正去来年報一九九三年版、二五頁
- (81) 公正去来年報一九九五年版、前掲、七九頁
- (82) ハンジョンギル「コンジョンキョンジェン」六号、前掲、一七頁
- (83) 孫珠瓊「韓国に於ける企業の経済力集中の抑制―最近の公正去来(取引)委員会の審決例を中心に―」日韓比較法文化研究会発表論文(日本語)、一九九八年二月三日、於延世大学校

- (84) 韓国独占禁止法第六次改正の改正理由(一九九八年二月二日付官報)
- (85) 孫珠瓊「韓国に於ける企業の経済力集中の抑制―最近の公正去来(取引)委員会の審決例を中心に―」前掲
- (86) 公正去来白書一九九八年版、前掲、三四頁
- (87) 公正去来白書一九九八年版、前掲、三四頁
- (88) 公正去来白書一九九八年版、前掲、三七四頁
- (89) 本稿1(6)及び注(16)参照
- (90) 「公正取引法令改正のための民官合同委員会報告」一九九八年八月一三日
韓国公正去来委員会「公正去来法改正案」一九九八年一〇月二八日
- (91) 「独占禁止法違反行為に対する刑事告発に関する方針」平成二年六月
- (92) 韓国公正取引委員会が公表する違反事件処理状況に関する統計資料には、通常、「下請取引の公正化に関する法律」及び「約款の規制に関する法律」違反のものも含まれるが、以下では、これら両法違反のものを除き、独占禁止法違反のものについてのみ言及することとする。
- (93) 公正去来白書一九九九年版、前掲、三七四頁
- (94) 平成一一年度独占禁止白書、前掲、附属資料四六頁
- (95) 公正去来白書一九九九年版、前掲、三七四頁
- (96) 国際契約については、第四次法改正前は、届出制度が採られていたが、同改正により、本制度を廃止し、新たに事業者等による公正取引委員会に対する自主的審査要請制度が採用された(三三条)。その趣旨は、より一層国際化する経済社会にあつて、国際契約の届出制は、韓国企業に不必要な負担を強いるのみならず、国内契約について届出制が採られていないこととの均衡を欠くとしてこれを廃止し、今後は、事業者等が自主的にその国際契約の適否を公正取引委員会に審査要請できるようにすることにある(韓国公正去来委員会「独占規制及び公正取引に関する法律中改正法律(案)」一九九四年十二月)。これによつて、これまで警告件数の大多数を占めていた国際契約の修正件数は、その後なくなった。
- (97) 我が国の最近五年間(平成六年度から平成一〇年度まで)における事件処理状況についてみれば、法的措置が一三四件、その他の処理が五四六件となつており、法的措置の比率は、かなり低い(平成一一年度独占禁止白書、前掲、二三頁)。
- (98) 年間当たりの法的措置件数は、我が国(審判審決、同意審決及び勧告審決の合計)が一九・九件(法施行から平成一〇年度までの平均)であるのに対し(平成一一年度独占禁止白書、前掲、附属資料三六頁)、韓国は、一・三・二件(法施行から一九九八年までの平均)である(公正去来白書一九九九年版、前掲、三七四頁)。

資 料

- (99) 公正去来白書一九九九年版、前掲、三七四頁
- (100) 公正去来白書一九九九年版、前掲、三七三頁
- (101) 公正去来白書一九九九年版、前掲、五三頁
- (102) 公正去来白書一九九九年版、前掲、五六頁
- (103) 公正去来白書一九九八年版、前掲、四七頁